

横浜市難病対策地域協議会設置要綱

制定 平成 31 年 1 月 29 日 健保事第 3549 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市難病対策地域協議会（以下「協議会」という。）の設置にあたり必要な事項を定めるものとする。

（協議会の設置）

第 2 条 健康福祉局長は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 32 条に基づき、横浜市における難病の患者及び家族への支援体制に関する課題について関係機関等及び市が情報を共有し、難病対策の円滑な推進に向けて必要な事項について協議するため、協議会を設置する。

（協議事項）

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項について情報を共有し協議を行うものとする。

- （1）市全体における難病の患者に関わる支援体制に関する情報や課題の収集及び地域への提供に関すること。
- （2）関係機関の緊密な連携の促進に関すること。
- （3）難病対策の在り方及び体制整備に関すること。
- （4）その他の難病施策の推進に関すること。

（構成）

第 4 条 協議会は、次に掲げる者のうちから健康福祉局長が選定し構成する。

- （1）難病患者等への医療及び難病の患者の福祉、教育もしくは雇用等に関する事業に従事する者
- （2）難病患者及び家族等
- （3）横浜市の関係区局の職員

（任期）

第 5 条 委員の任期は 2 年以内とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（庶務）

第 6 条 協議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(附則)

この要綱は、平成31年1月29日から施行する。